（灰棄筒、ちり棄筒等）

第百二条の十三の七　第六十四条の規定は、貨物船の灰棄筒、ちり棄筒等について準用する。この場合において、同条第二項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（水密隔壁等の構造に関する規定の準用）

第百二条の十七　第二編第七章の規定（第七十三条第二項の規定を除く。）は、貨物船の水密隔壁等の構造について準用する。この場合において、第二編第七章中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（排水管）

第百二条の二十一　第九十条の規定は、貨物船の排水管について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは、「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（損傷時の復原性）

第百四条　タンカー（総トン数百五十トン未満の船舶を除く。以下この章において同じ。）は、損傷を受け、横置隔壁及び外板で囲まれた部分（以下「区画室」という。）に浸水した場合及び平衡措置をとつた場合における最終の状態が、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、船の長さが一〇〇メートル以下のタンカーについては、管海官庁が適当と認めるものとすることができる。

一　（略）

二　非対称に浸水した場合には、傾斜角は、二五度（乾舷甲板縁が没水しない場合は三〇度）を超えないこと。

三　（略）

2・3　（略）

（準用規定）

第百十二条　第三編第二章、第四章及び第五章並びに第三編第七章から第九章までの規定は、総トン数五百トン以上のタンカー（推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。）について準用する。ただし、船の長さが八〇メートル未満のタンカーにあつては、第百二条の十四の規定は、準用しない。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第四条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（設備の二重化）	
第六十条の六　前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。	
一　A4水域を航行する船舶	
区分	予備の無線設備
（略）	（略）

改正前	
（灰棄筒、ちり棄筒等）	
第百二条の十三の七　第六十四条の規定は、貨物船の灰棄筒、ちり棄筒等について準用する。	
（水密隔壁等の構造に関する規定の準用）	
第百二条の十七　第二編第七章の規定は、貨物船の水密隔壁等の構造について準用する。	
（排水管）	
第百二条の二十一　第九十条の規定は、貨物船の排水管について準用する。この場合において、同条第二項中「隔壁甲板」とあるのは、「乾舷甲板」と読み替えるものとする。	
（損傷時の復原性）	
第百四条　タンカー（総トン数百五十トン未満の船舶を除く。以下この章において同じ。）は、損傷を受け、横置隔壁及び外板で囲まれた部分（以下「区画室」という。）に浸水した場合及び平衡措置をとつた場合における最終の状態が、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、船の長さが一〇〇メートル以下のタンカーについては、管海官庁が適当と認めるものとすることができる。	
一　（略）	
二　非対称に浸水した場合には、傾斜角は、二五度（隔壁甲板縁が没水しない場合は三〇度）を超えないこと。	
三　（略）	
2・3　（略）	
（準用規定）	
第百十二条　第三編第二章（第百二条の四第一項で準用する第二十八条第二項に係る部分を除く。）、第四章及び第五章並びに第三編第七章から第九章までの規定は、総トン数五百トン以上のタンカー（推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。）について準用する。ただし、船の長さが八〇メートル未満のタンカーにあつては、第百二条の十、第百二条の十一から第百二条の十二の二まで、第百二条の十四及び第百二条の十五の規定は、準用しない。	
（設備の二重化）	
第六十条の六　前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。	
一　A4水域を航行する船舶	
区分	予備の無線設備
（略）	（略）